

## 川崎市住居表示懇談会開催運営等要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市住居表示懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

### (目的)

第2条 市長は、住居表示等の推進に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 住居表示の実施に関すること。
- (2) 町の区域又は名称の変更に関すること。
- (3) その他住居表示等の実施のために必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議の開催)

第5条 懇談会は、市長が必要に応じて招集するものとする。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。